

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 9月29日
【会社名】	マルハニチロ株式会社
【英訳名】	Maruha Nichiro Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池見 賢
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番20号
【電話番号】	03 (6833) 1195
【事務連絡者氏名】	経営企画部 IRグループ 部長役 目時 弘幸
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番20号
【電話番号】	03 (6833) 1195
【事務連絡者氏名】	経営企画部 IRグループ 部長役 目時 弘幸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2022年 3月23日
【発行登録書の効力発生日】	2022年 3月31日
【発行登録書の有効期限】	2024年 3月30日
【発行登録番号】	4 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2022年 9月29日(提出日)である。
【提出理由】	2022年 3月23日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

第一部〔証券情報〕

第1〔募集要項〕

1〔新規発行社債〕

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とするマルハニチロ株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ブルーボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

2〔社債の引受け及び社債管理の委託〕

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件等については、利率等決定日に決定する予定です。

3〔新規発行による手取金の使途〕

(1)〔新規発行による手取金の額〕

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)〔手取金の使途〕

(訂正前)

借入金返済資金、設備投資資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

借入金返済資金、設備投資資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。

なお、本社債発行による手取金は、適格クライテリアを満たす適格プロジェクト(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1.調達資金の使途」に記載します。)に対する支出に充当する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕

<マルハニチロ株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ブルーボンド)に関する情報>

ブルーボンドとしての適格性について

当社は、ブルーボンドの発行のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021(注1)」、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版(注2)」、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2021(注3)」並びに「Guidelines for Blue Finance(注4)」に即したブルーファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」といいます。)を策定しました。当社は、本フレームワークに対す

る第三者評価として株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）より、本フレームワークが原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しています。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。同ガイドラインでは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的として、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

（注3）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注4）「Guidelines for Blue Finance」とは、国際金融公社（IFC）が2022年1月にグリーンボンド原則とグリーンローン原則の枠組みを用いて、海洋と沿岸の保全強化と汚染のない水資源の増加に向けた資金調達を促進するために策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、海洋に優しいプロジェクトと汚染のない水資源を保護する取り組みをブルーアクティビティとして、SDGsに関連づけた選定の考え方が示されています。

ブルーファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する予定です。なお、当該プロジェクトは、「Guidelines for Blue Finance」に例示されるブルーアクティビティの類型のうち「F.漁業、養殖業、水産物のバリューチェーン：持続可能な生産や廃棄物の管理・削減対策がMSC認証等の基準レベルを充足・維持・優越するもの」に当たります。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト例	事業区分
[ブループロジェクト] 環境持続型の漁業・養殖事業 2. 飢餓をゼロに 3. すべての人に健康と福祉を 6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう	・サーモン陸上養殖事業	・汚染の防止及び管理 ・生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

本フレームワークに基づくブルーボンドの資金使途とする適格クライテリア及びそれを満たす適格プロジェクトについては、当社財務部が関連する事業部と調整の上候補を選定し、財務部長の承認を経て、財務担当役員が最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	緩和策
施設建設工事に伴う騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法、振動規制法の遵守 ・地域住民への十分な説明
土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
水質汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な外部からの新たな海水の注入による水質のコントロール ・法令を遵守した排水対応
生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施

3. 調達資金の管理

当社財務部が、本フレームワークに基づいて調達した資金について、適格プロジェクトへの充当や管理を、社内の会計システムを用いて行います。調達資金については、その同額が適格プロジェクトに充当されるため、原則として未充当金は発生しない予定であるものの、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ等により充当までの期間を要する場合は、未充当金については現金及び現金同等物等にて管理されます。

また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、本フレームワークにて定めたプロジェクトの評価と選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。

4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングを、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。なお、初回の開示は、本フレームワークに基づいた調達から1年以内に行う予定です。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に適格プロジェクトについて大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

(1) 資金充当状況レポートニング

当社はブルーボンド発行から、ブルーボンドにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・調達金額、充当金額、未充当金の残高並びにその運用方法及び充当予定時期

(2) インパクト・レポートニング

当社はブルーボンド発行から償還されるまでの間、適格プロジェクトによる環境及び社会改善効果に関する以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

適格プロジェクト	レポートニング項目
[ブループロジェクト] 環境持続型の漁業・養殖事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要 ・漁業・養殖事業による生産出荷量（見込も含む）